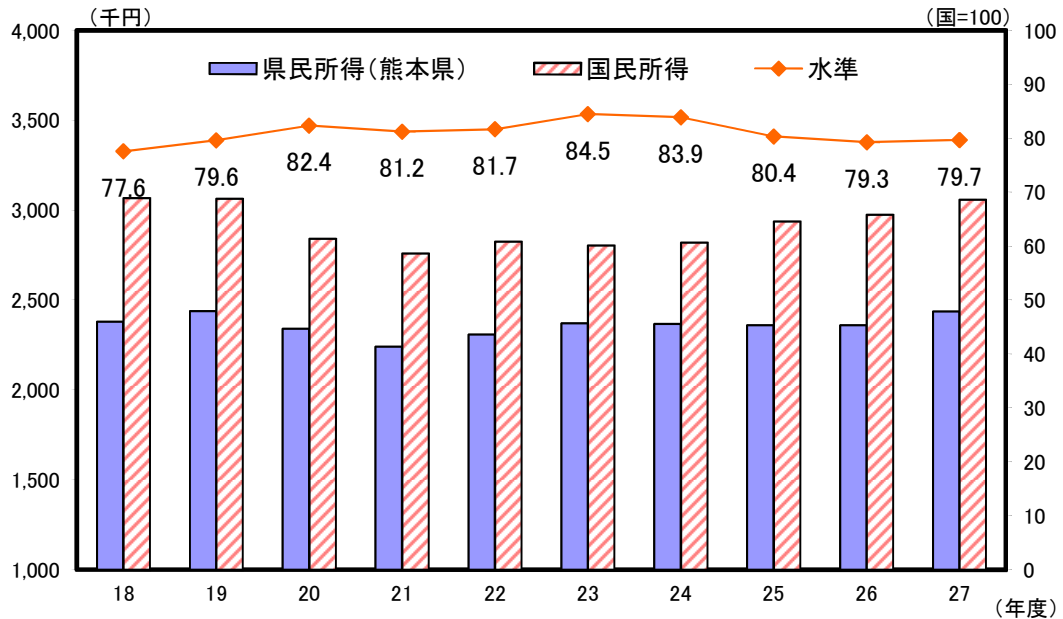


一人当たり県（国）民所得の推移



解 説

【概要】

平成27年度の本県の県民所得は4兆3,542億円で、前年度から2.8%の増加となった。

項目別では、雇用者報酬が0.9%増、財産所得が4.7%増、企業所得が8.0%増となった。

一人当たり県民所得は2,438千円で、一人当たり国民所得を100とした場合の水準は79.7となり、金額の増加に伴い水準も上昇した。

○県民所得

県民所得は、県内居住者が一定期間に携わった生産活動によって発生した付加価値が、生産要素を提供した対価として、労働提供者には賃金（雇用者報酬）、資本や土地の提供者には利子、配当、賃貸料（財産所得）、企業などには利潤（企業所得）としてどのように分配されたかを示したものの。

○雇用者報酬

労働を提供した雇用者が、その対価として雇主から受け取る全ての現金、現物給与のことで、「賃金・俸給」「雇主の社会負担」からなる。

○財産所得

ある経済主体が他の所有する金融資産・土地・無形資産を貸借する場合に発生する所得のことで、利子、配当、地代・著作権・特許権の使用料など。

○企業所得

営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものとして定義され、利子、配当（受取）、保険契約者に帰属する財産所得、賃貸料（受取）からなる。

個人企業については家計と区別し難いため、受取財産所得は財産所得に含め、企業所得には含めない。

○一人当たり県民所得

県民所得を県の総人口で割ったもので、個人の給与や実収入を示すものではない。企業の利潤なども含んだ県民経済全体の所得水準を表したものであり、各都道府県の経済的豊かさを示す指標の1つである。

注）県民経済計算では毎年度推計の度に特定年度（現推計ではH18）まで遡って数値を更新するため、過年度の数値が過去の公表値と異なる場合がある。

資 料 出 所	調 査 期 日	調査周期
「国民経済計算年報」 内閣府 「県民経済計算報告書」 内閣府まとめ	平成27年度 平成27年度	毎年 毎年